

監査公表第 15 号（令和 7 年 5 月 13 日、県公報第 594 号登載）  
警察本部関係機関定期監査の結果に基づく措置通知（令和 6 年度）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した警察本部関係機関定期監査の結果（令和 7 年 3 月 24 日 6 監総第 1395 号）に基づき、公安委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第 14 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 7 年 5 月 13 日

福岡県監査委員	塩川正一
同	世利洋介
同	森行一
同	原中誠志

福岡公委発第526号  
令和7年4月3日

福岡県監査委員 塩川正一殿  
同 世利洋介殿  
同 森行一殿  
同 原中誠志殿

福岡県公安委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

令和7年3月24日6監総第1395号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
久留米警察署	履行延期の申請により分割で納付させることが決定した債権について、納期が到来した月ごとに調定し、納入通知書を発付すべきところ、これを行っていなかった。	本件の原因は、分割で納付させることが決定した債権について、各納期ごとに調定しなければならないとの認識がなかったこと、また制度所管課に対し、事前に照会・確認を行わなかったことによる。 今後は、同種事案を防止するため、調定に係る関係法令等の知識を習得させるとともに、手続が判然としない場合は、制度所管課へ確認し、適正な手続の履行を徹底させることとした。 さらに、警察本部から、本件や同種事案の再発防止に向けた取組について、全所属宛てに文書を発出し、周知徹底を図った。

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
警察本部	<p>証紙収入（道路使用手数料）について、根拠書類の一部である道路使用許可申請書控が確認できなかった。（3件）</p> <p>この3件を含む、道路使用許可申請書控 50 件を綴じたファイル 1 冊が所在不明となっていた。</p>	<p>本件の原因は、当該ファイルを使用した職員が、ファイル使用後に執務室内の所定のキャビネットに戻していなかったこと、及び文書廃棄を担当した職員が、廃棄文書を梱包する際に、複数人での確認を行っていなかったため、継続して保存すべき当該ファイルの混入に気付かず、文書廃棄時に誤って廃棄したことによる。</p> <p>今後は、ファイル情報を文書管理システムに確実に登録させることで、分冊数等が表示された背表紙を出力し、廃棄年度ごとに背表紙の色分けを行った上で、ファイルに貼付させることとした。</p> <p>また、使用したファイルの所定場所への返却を徹底させ、上司に文書の保管状況を適宜目視確認させることとした。</p> <p>文書廃棄時は、文書管理システムから出力した廃棄対象文書一覧と現物の突合作業を複数人で行うとともに、上司による廃棄文書の目視確認を徹底させることとした。</p> <p>さらに、執務資料等を用いて、上司による公文書の取扱いに関する教養を行い、職員に対し公文書の重要性について周知徹底させることとした。</p>